

鳥獣被害対策 マニュアル

～2016年4月～

津市の獣害対策 3本柱

1

有害鳥獣を減らす

市内、猟友会の協力により、シカ・イノシシ・サルの捕獲を推進



2

有害鳥獣から農地を守る

補助金の活用により、電気柵、金網フェンスなどの設置を推進

3

地域ぐるみで 追い払い

各地域で地域対策協議会の設立を促し、地域ぐるみの獣害対策を推進



鳥獣被害対策に関するお問い合わせ

農林水産政策課 もしくは 各総合支所地域振興課へ

農林水産政策課 059-229-3172
 久居総合支所地域振興課 059-255-8846
 河芸総合支所地域振興課 059-244-1706
 芸濃総合支所地域振興課 059-266-2516
 美里総合支所地域振興課 059-279-8119

安濃総合支所地域振興課 059-268-5517
 香良洲総合支所地域振興課 059-292-4308
 一志総合支所地域振興課 059-293-3005
 白山総合支所地域振興課 059-262-7017
 美杉総合支所地域振興課 059-272-8085

被害状況

津市ではシカ、イノシシ、サルによる農産物(水稻、野菜、果樹等)の食害が、中山間地域を中心として発生しています。近年では、市役所周辺の市街地でもサル等が出没することが多くなっています。

また、平成25年度ごろからはアライグマの出没が増加しました。そこで平成26年度末に「アライグマ・ヌートリア防除実施計画」を策定し、アライグマの捕獲を実施しています。

獣害対策の三本柱

津市の獣害対策その1 個体数の調整

津市では、山間部で増えすぎた野生鳥獣を自然植生に大きな影響のない範囲で、減らす取り組みを行っています。

この取り組みの一環として、(一社)三重県猟友会に野生鳥獣の捕獲を委託しています。この他、有害鳥獣捕獲用檻の購入や製作に掛かる費用を補助しています。



(一社)三重県猟友会津支部分のみなさん

津市の獣害対策その2 防護柵の推進

農地を防護柵で囲むなど、地域ぐるみで野生鳥獣が寄り付かない環境を整備しています。シカやイノシシなどからの被害防止のため設置する電気柵、金網柵、ネット柵、トタン柵の材料費の二分の一を補助しています。



多獣種柵の設置

津市の獣害対策その3 地域ぐるみの取組の推進等

現在、市内には20の地域獣害対策協議会が設置され、農作物を守るために、地域ぐるみで有害鳥獣の追い払い活動や害獣を寄せ付けない環境整備、普及啓発活動などを行なっています。

●実証実験の取り組み

津市からの委託を受け、毎年実証実験に取り組んでいます。取り組み内容は緩衝帯のような取り組みやすいものから、ドロップネットのような大掛かりなものまで多岐に渡ります。

●獣害対策交流会

獣害対策に関わる人の交流、意見交換、情報提供などの場として、毎年交流会を開催しています。

●追い払い道具取り扱い講習会

より安全で効率的な追い払いを行うために、追い払い道具取り扱い講習会を開催しています。講習には花火メーカーの社員や警察官、県の普及員など多彩な講師を招き、好評を得ています。



追い払い器具講習会の様子

平成 28 年 4 月～

獣害から農地を守るプロジェクト

戦略 1 すべての農地を獣害から守る

津市では、平成 28 年 4 月から新たな「防護柵補助制度」をスタートさせました。補助制度には対象となる農地の種類によって、2 つのタイプがあります。

農産物獣害対策事業は農業振興区域内農用地の優良農地（受益農家が 2 戸以上ある一団の農地）を対象とし、補助要件を従来の受益面積 1 ha 以上から 0.5ha 以上に緩和しました（中山間地域は 0.3ha 以上）。これにより、津市の農業経営体の耕地面積で最も多い 0.5～1ha をカバーすることができるようになりました。100 万円を上限として資機材の 1/2 が補助されます。

小規模農地被害防止事業は、農業振興区域内外に限らず、すべての農地を対象とした補助制度です。こちらの制度では、受益農家の戸数、面積、農用地設定に要件を設けず、すべての農地を対象に防護柵の設置を支援します。主に 0.5ha 未満の小規模農地を対象とした制度です。8 万円を上限として資機材の 1/2 が補助されます。

新たな防護柵補助制度



戦略 2 地域に寄り添った獣害対策の推進

獣害対策に関する相談体制を拡充するため、平成 28 年 4 月に「津市獣害対策相談チーム」を設置しました。

専属の担当者が地域に出向き、耕作者、協議会などと共に獣害対策の確認・相談・被害調査を行います。この担当者は美里及び白山総合支所に各 2 名配置しています。

市街地等での獣出没時対応には、狩猟免許を有する臨時職員 1 名が追い払い、見回りを実施します。

貸出檻の設置、柵設置、協議会活動、捕獲等の支援については、農林水産政策課と各総合支所の担当者が責任を持って対応します。

津市単独補助事業【獣害対策関係】

補助事業名	補助金名称	交付目的	交付要件 (全ての要件を満たすこと)	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
有害鳥獣防護柵設置事業	農産物鳥獣害対策事業補助金	農産物の生産意欲の向上及び安定生産を図る	①農用地区域内の農地 ②原則、0.5ha (中山間地域は、0.3ha) 以上かつ2戸以上 ※工事費、作業料、日当、委託料は、対象外	電気柵、トタン柵、網及び金網柵用原材料等の購入費用	対象経費の1/2 (1申請につき100万円を限度)	自治会、農業者団体、農業従事者等
	小規模農地鳥獣害防止事業補助金		現況が耕作可能な農地であること。原則受益戸数要件を設けない。ただし、水稻、麦、大豆等を作付する場合で、当該農地が、他の農地と連担して一体的に防護することが効果的な場合は2戸以上とする		対象経費の1/2 (1申請につき8万円を限度)	
わな獣免許取得事業	わな獣免許取得費等補助金	有害鳥獣捕獲者の確保及び強化を図る	免許取得後、獣友会に入会し、3年以上有害鳥獣の捕獲に従事すること	講習会受講料及びテキスト代、受験手数料、医師の診断書料、獣友会入会料	対象経費の1/2 (1万4千円を限度)	農林業従事者、獣友会会員、農業共済加入者
有害鳥獣対策推進事業	有害鳥獣対策推進事業補助金	地域ぐるみでの有害鳥獣による被害防止の推進	①農業者を中心とした地域住民10人以上で構成する団体であること ②規約等の定めがあること	地域ぐるみでの有害鳥獣による被害防止活動に要する経費 (別途、運用基準あり)	対象経費の1/2 20万円を限度	地域ぐるみにより獣害対策を推進する団体
有害鳥獣捕獲用柵設置事業	有害鳥獣捕獲用柵設置費等補助金	有害鳥獣による農産物の被害を防止	①自治会若しくは、農業者を中心とした地域住民10人以上で、規約等の定めがある団体又は獣友会の支部 ②わな獣免許を有する者に捕獲柵の設置及び管理をさせることができること	有害鳥獣捕獲用柵の購入費又は制作に係る材料費	対象経費の1/2 (感知器付きの柵7万5千円を限度) (感知器なしの柵4万5千円を限度) (感知器のみ3万円を限度)	自治会、農業者団体の代表者、獣友会の支部に属する者

津市広域獣害対策連絡協議会のご紹介

津市広域獣害対策連絡協議会は、平成24年1月24日に、野生鳥獣による農林水産業の被害を防止するため、市内に設置された集落単位の獣害対策協議会がさらなる取組強化、地域間の相互の連携を図るため、各獣害対策協議会の上部組織として地域の協議会の皆さんによって設立されました。

この広域の協議会は、地域間の連携とこれから協議会を立ち上げる地域へのアドバイス等を行い地域ぐるみの取組みに大きく貢献しています。

① 獣害対策協議会の立ち上げのアドバイス

新たに協議会の立ち上げの動きがある場合等に、広域協議会の中から、地域の要望に沿った最適な経験者を派遣し、地域の意向を踏まえた対策の相談に応じるとともに、周辺地域への協議会設立に関する啓発を積極的に行っており、市の獣害対策推進に大きく寄与しています。

② 研修会等の開催と参加

関係機関が行う研修会等への参加、先進地の視察、広域協議会主催の研修会等で、獣害対策における先進地の取り組み内容などの情報を共有し、お互いに刺激し合い「自分の地域は自分達で守る」という意識の醸成に努めています。



ドロップネットの視察風景

③ 市が行う実証実験への参加

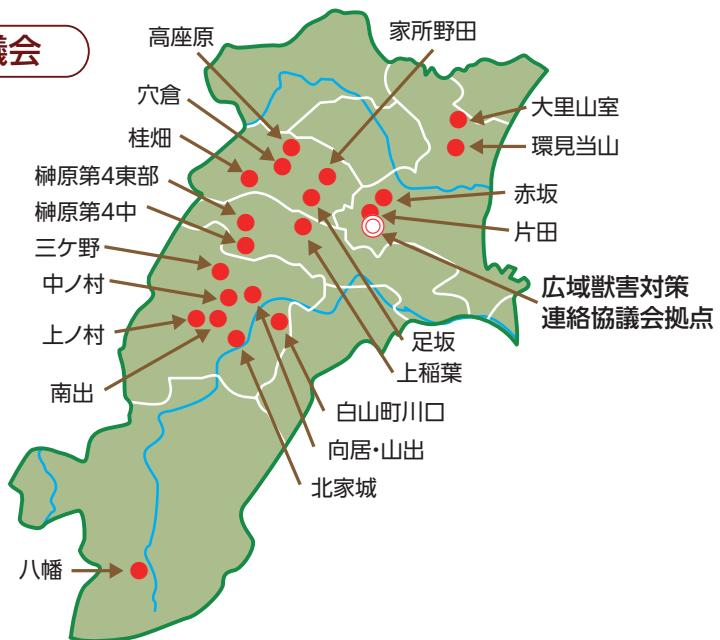
獣害対策には、さまざまな対策があるため、その地域に合った獣害対策を進める必要があります。津市が県内外の情報を取集し行う実証実験に積極的に参加しています。

例えば、水路等からの侵入防止柵、防護柵設置後の獣の遊動域調査、多獣種柵や緩衝帯整備などを行っています。



緩衝帯の整備は各地の協議会で行われている

地域獣害対策協議会



地域住民全員が主役となって被害防止活動を実施

片田地区獣害対策協議会 三重県津市（代表者：会長 野田 彌）

■ 主な取組

サル被害を軽減するため、11の自治会、獣友会、JA、消防団等で構成する広域的な協議会を設立。当初は行政依存だったが、約1年かけて地域の合意形成を図り、協力体制を整備。

「獣害対策5ヶ条」を策定して住民に対策を周知するとともに、各戸に追い払い記録簿やパチンコを備えるなど、全員が獣害対策の主役となって情報提供や追い払い等を実施。

また、捕獲したサルに発信器を付けて群れの動きを監視し、地区に侵入しようとする群れに対する追い払いや、サルの寝場所の攻撃（夜間の追い払い）を実施。その結果、サルの群れが同地区を避けるようになり被害が大幅に減少。

イノシシ等に対しても、地域ぐるみで電気柵の設置、捕獲活動、緩衝帯の整備を行い、被害を軽減。これら活動への取組が評価され、農林水産省の「平成24年度鳥獣被害対策優良活動表彰」において、生産局長賞を受賞（平成25年2月26日表彰式）されました。



丁寧な合意形成に基づき、多様な主体が一体となつた地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進

上ノ村自治会獣害対策協議会 三重県津市（代表者：山口 俊宏）

■ 主な取組

丁寧な住民説明による合意形成に基づき、非農家も含めた地域住民（平成27年11月：79戸）が一体となつた対策の推進が実現。

国の交付金で整備した侵入防止柵（集落の周囲8km）をデータベースで管理し、点検保守作業をシステム化。自治会の住民が総出で点検・管理を行う。

さらに、学生による狩猟免許の取得やパソコンとセンサーカメラを活用した被害対策、地元狩猟者による捕獲の指導、90歳近い高齢者による柵資材の内職作業など、世代を問わず活躍の場を提供。新技術も積極的に導入。企業のCSR活動による放任果樹の引き取りや休耕田の作付も行われている。

こうした取組により、野生鳥獣の捕獲数の増加など（平成25年度：57頭→平成26年度：114頭（イノシシ、シカ、サルの捕獲数））対策の効果が現れ、被害金額の大幅な減少を実現。（平成22年：448万円→平成27年：97万円）

多様な主体が共存する地域における合意形成を基にした取組のモデルとして評価され、農林水産省の「平成27年度鳥獣被害対策優良活動表彰」において、農村振興局長賞を受賞（平成28年2月13日表彰式）されました。

また、上ノ村自治会獣害対策協議会は三重県が実施主体となる「獣害につよい集落」等優良活動表彰においても三重県知事表彰を受賞しています。

設置すれば終わりと考えがちな獣害被害防止柵の管理作業を、多様な主体を巻き込んだ地域活性化のための活動に発展させるとともに、地域外から参加している大学生が狩猟免許を取得し、被害防止活動に参加するなど、地域を越えた活動の広がりも評価されました。

平成27年度 鳥獣被害対策優良活動表彰式





イノシシの生態と対策



生 態	対 策
警戒心が強く、臆病 ！本来は昼に行動するが、人が少ない夜に活動	草刈り等により、隠れ場所を無くす 電気柵は24時間通電させる
有蹄類 ！ひづめがある	金網などを敷いて足場を悪くする 土の上に足がないと感電しない
怪力・高い跳躍力 ！鼻で70kgを持ち上げる	正しい柵の設置 ⇒設置面は補強
体毛は太く、剛毛 ！感電するのは体毛のない鼻だけ	正しい柵の設置 ⇒電気柵の高さは地面から20cm・40cm



ニホンジカの生態と対策



生 態	対 策
昼夜を問わず行動	電気柵は24時間通電させる
有蹄類 ！ひづめがある	金網などを敷いて足場を悪くする 土の上に足がないと感電しない
ほとんどの植物を食べる草食動物	集落や農地からエサを無くす
ネットの下からも侵入	正しい柵の設置 ⇒設置面の補強、スカート式ネット
高い跳躍力 ！思ったよりも大胆な行動	正しい柵の設置 ⇒柵の高さは1.8m



ニホンザルの生態と対策

人間と同じで
昼に行動



オスは単体で行動することも

生 態	対 策
縄張りを持ち、群れを形成	群れを分散させずに群れごと追い払う
木登りや高いジャンプ力 ！柵、ネットの上からの侵入	作物や柵を木から離す 飛び込みの足場を無くす
学習能力は高いが、 慣れるのに時間がかかる	集落に慣れさせないように 集落全体の追い払い行為で威嚇する
記憶力は高い ！一度体験した恐怖体験は忘れない	柵（電気ショック等）や追い払いで 恐怖心を持たせる
トウガラシ、シソ、コンニャク、 ゴボウを嫌う	農作物の周りに配置する ⇒守れる農地づくり

参考文献：井上雅央著『これならできる獣害対策』／江口祐輔著『イノシシから田畠を守る』／農文協編『別冊 現代農業 鳥害・獣害こうして防ぐ』(いずれも農文協刊) 他
制作：一般社団法人 農山漁村文化協会

複製・転載する場合は必ず津市および制作者（一般社団法人 農山漁村文化協会）の許諾を得てください。

1520839_1603_2000

2016年4月発行